

# 寄 附 行 為

財団法人箕面市国際交流協会

# 財団法人箕面市国際交流協会寄附行為

平成 4 年 6 月 3 0 日

改正 平成 4 年 9 月 7 日

## 第 1 章 総 則

( 名称 )

第 1 条 この法人は、財団法人箕面市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

( 事務所 )

第 2 条 協会は、事務所を大阪府箕面市粟生間谷西一丁目 2 番 1 号箕面市役所豊川支所庁舎内に置く。

( 目的 )

第 3 条 協会は、箕面市の歴史、文化、その他の地域的特性を生かした国際交流活動を推進することにより、市民レベルの国際理解と友好親善の促進を図り、もって地域社会の国際化、人権の尊重及び世界平和の実現に寄与することを目的とする。

( 事業 )

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

( 1 ) 国際交流を促進するための事業

( 2 ) 国際理解を深めるための研修事業

( 3 ) 国際交流に資する情報及び資料の収集又は提供事業

( 4 ) 国際交流関係機関及び団体との連携又は協力並びに地域の国際交流活動に対する支援事業

( 5 ) 在日外国人に対する支援事業

( 6 ) 国際交流に関する調査並びに研究事業

( 7 ) その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 資産、会計及び事業計画

( 資産の構成 )

第 5 条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

( 1 ) 設立当初の財産目録に記載された財産

( 2 ) 寄附金品

( 3 ) 資産から生ずる収入

( 4 ) 事業に伴う収入

( 5 ) 会費

( 6 ) その他の収入

( 資産の種別 )

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- ( 1 ) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - ( 2 ) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - ( 3 ) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

( 資産の管理 )

第 7 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

( 基本財産の処分の制限 )

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

( 経費の支弁 )

第 9 条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

( 事業計画及び予算 )

第 10 条 協会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

( 暫定予算 )

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

( 事業報告及び決算 )

第 12 条 理事長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

2 収支決算に剰余金を生じたときは、次の会計年度に繰越しするものとする。ただし、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れることができる。

( 長期借入金 )

第 13 条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

( 会計年度 )

第 14 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 3 章 役 員

(種別)

第15条 協会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、理事長を1名、副理事長を1名置き、必要がある場合、常務理事を1名置くことができる。

(選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。また、協会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第17条 理事長は、協会を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 協会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は大阪府知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事数及び評議員数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会及び評議員会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

( 2 ) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

( 報酬等 )

第 2 0 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 顧問 )

第 2 1 条 協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、協会の業務の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

## 第 4 章 理 事 会

( 構成 )

第 2 2 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 権能 )

第 2 3 条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

( 種類及び開催 )

第 2 4 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

( 1 ) 理事長が必要と認めたととき。

( 2 ) 理事数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

( 3 ) 監事が第 1 7 条第 5 項第 4 号の規定により、招集したとき。

( 招集 )

第 2 5 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

( 議長 )

第 2 6 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

( 定足数 )

第 2 7 条 理事会は、理事数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

( 議決 )

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 協会に、評議員15人以上25人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 第18条から第20条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、第18条から第20条までの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。ただし、第17条第5項第4号の場合は、監事が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会は、第8条、第10条、第12条、第13条及び第36条から第38条ま

での規定に関する事項について意見を述べる。

6 第25条第3項及び第27条から第30条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 事務局

(設置)

第33条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第34条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

## 第7章 賛助会員

(会員)

第35条 協会の目的に賛同するものをもって、本協会の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員の種類は、個人会員及び法人会員とする。

3 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

4 賛助会員の資格、特典その他必要な事項の細目については、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、

大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の承認のあったとき解散することができる。

(残余財産の処分)

第38条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、大阪府知事の許可を得、協会と類似の目的を有する公益法人又は箕面市に寄附するものとする。

## 第9章 雑 則

(委任)

第39条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為に定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、協会の設立許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項及び第2項並びに第31条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第18条第1項並びに第31条第4項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 協会の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。

附 則(平成4年大阪府指令国際第348号)

この寄附行為は、平成4年9月7日から施行する。